

審査委員から頂いたコメント等の管理票

令和 4 年 1 月 1 4 日
原 子 力 規 制 庁

これまで審査委員から頂いたコメント等について、次のとおり分類、整理しました。

- (1) 「第 8 回原子炉安全基本部会・第 2 回核燃料安全基本部会（令和 3 年 9 月 16 日開催）」に関するもの
- (2) 「第 20 回原子炉安全専門審査会・第 26 回核燃料安全専門審査会（令和 2 年 6 月 5 日開催）」に関するもの

(1) 「第8回原子炉安全基本部会・第2回核燃料安全基本部会（令和3年9月16日開催）」に関するもの

NO.	委員名／ 所属審査会	審議会 議題	審査委員からのコメント	対応状況
8 炉基 2 燃基- 13	黒崎委員／ 燃安審	8 炉基部会・ 2 燃基部会 1. 発電用 原子炉施 設の安全 性の向上 のための 評価につ いて	<p>1. 事業者が自主的に安全性の向上のための取り組みを継続して進めることは当たり前のことであって、規制庁への届け出のための取り組みにならないことが重要だと感じた。</p> <p>2. 規制委員会は届け出を確認するというスタンスのことであるが、せっかく事業者が一生懸命まとめたものなので、単に確認するだけではもったいないのではないか。</p> <p>3. 届け出たものは広く社会に公表していくということであったが、あんなにボリュームがあり（21冊、14700ページ）、かつ専門的な言葉で書かれたものを公開しても、単に公開するだけになるのではないか？公開するのであれば、一般の人にご理解いただけるような工夫が必要なのではないか。</p> <p>4. 届け出の中身として、あれほどのボリュームになる理由が正直よくわからなかった。もっとスリム化できないのだろうか。そもそも事業者は自主的に安全性向上に日々取り組んでいるはず（かつ自分たちなりにそれをまとめているはず）なので、それを素直にそのまま報告してもらおうというのではだめなのか？</p> <p>5. 事業者より、今回の届け出と別の制度とで重複があるという話があったが、どれくらい重複があるのか知りたいのと、本当に単なる重複であるのであれば、届け出の内容を合理化すべきではないか。</p>	基本部会 (R4. 1. 14) 資料 4 - 1 参照
8 炉基 2 燃基- 14	高田委員／ 炉安審・燃 安審		<p>数人の先生方が既に指摘されているように、継続的安全性向上のキーコンセプトは、二点：①パフォーマンススペース思想、②リスク情報活用で、これらの浸透が必要と思います。関村先生は、IRIDM 導入の必要性を、山本先生はリスク情報活用の必要性をそれぞれ述べられています。これらの思想を積極的に採用した新検査制度が軌道に乗りつつあります。検査制度の分野にとどまらずに広く原子力安全に関わる分野で実装することが私も必要と思います。</p> <p>重要なことは、これらのふたつの思想は事業者の活動のみならず、規制側の活動（審査活動を含む）にも同様に有効なものと考えます。重要度に応じた効率的効果的な規制の実現に向けて、プレスク립ティブな規制から、性能を明示した安全規制に、さらにリスク情報活用した規制に向かうことが今後の規制の重要な課題の一つと考えています。</p>	コメントを踏まえ、引き続き対応を致します。
8 炉基 2 燃基- 15	桐島委員／ 燃安審	8 炉基部会・ 2 燃基部会 2. 原子力 規制検査 の実施状 況につい て	<p>資料 2 の p3、2. 検査指摘事項（2/2）の 6、「核物質管理センター六ヶ所保障措置センター低放射性グローブボックス内の火災事象」の概要の記述ですが、「使用する試薬等の取扱いに関するルールが不足していたことにより、可燃性固体廃棄物を内包したポリ塩化ビニル製のバッグから発火した。」との記述が有ります。ルールが不足していたから発火したのではなく、現場で作業に当たった従事者に化学反応に関する知識が不足していたために、酸化剤に相当する化学薬品を可燃物の入っている廃棄物用のバッグに投入してしまい、発火に至ったのではないのでしょうか。</p> <p>現場従事者の知識不足は大きな事故の要因になる事が有りますので、本件の解釈を「ルールの不足により」としてしまふ事で、周囲の受け止めが矮小化されてしまふ懸念を持ちました。</p>	基本部会 (R4. 1. 14) 資料 1 - 1 参照

NO.	委員名／ 所属審査会	審議会 議題	審査委員からのコメント	対応状況
8 炉基 2 燃基- 16	角委員／ 燃安審	8 炉基部会・ 2 燃基部会 2. 原子力 規制検査 の実施状 況につい て	<p>1. 原子力事業者が行う保安活動について 事業者から保安活動の運用について申し出があった場合は、原子力施設への安全上の影響を考慮した上で、事業者における点検等のタイミングや体制などについて弾力的に取扱うことが可能となるよう運用する。</p> <p>Q 該当する申出やとり扱いの変更があったのか</p> <p>2. 使用前検査等について Q 検査官の出張の頻度への影響は年度でどの程度生じているのか Q ワクチン接種の進行などにより、今後の対応はどのように考えているのか</p> <p>エッセンシャルワーカーの確保に様々な部署が苦勞している中、安全性がどのように図られたかを把握しておく必要を感じました。</p>	基本部会 (R4. 1. 14) 資料 1 - 1 参照

(2) 「第 20 回原子炉安全専門審査会・第 26 回核燃料安全専門審査会（令和 2 年 6 月 5 日開催）」に関するもの

NO.	委員名／ 所属審査会	議題	審査委員からのコメント	対応状況
20 炉 26 燃 -10	黒崎委員／ 燃安審	20 炉安審・26 燃安審 6. IAEA による IRRS フォ ローアップミッションの 報告について	<p>輸送について、すべての種類の輸送物へ検査を拡大すること、とのことですが、これは、これまでの規制が不十分であったといわれているようにもみてとれます。そうであれば、どの部分が不十分だと言われている、それに対してどのように対応しようとしているのか、教えていただけると幸いです。また、諸外国の状況についても教えていただきたいです。</p>	基本部会 (R4. 1. 14) 資料 4 - 1 参照